

業務速報

NO. 810

2012. 7. 16

J R 東海労働組合

発行 淵上 利和

編集 本橋 浩司

申第3号「家族用社宅の使用料金等の改定等に対する申し入れ」業務委員会開催

家族用社宅料金値上げを撤回せよ！ 社員への福利厚生への切り下げは許さない！

7月13日本部は、申第3号で申し入れていた「家族用社宅の使用料金等の改定等に対する申し入れ」について業務委員会を開催しました。

6月1日、会社は家族用社宅の使用料等の改定等について説明を行い、本部は反対の意思を示しましたが、会社は見直しをしようともせず、強引に社宅の使用料金等の値上げを押しつけてきました。そのため、家族用社宅の使用料等の改定等について撤回を求めて申し入れを行っていたものです。

本部は、「社宅使用料金を値上げを説明する前に、持家制度の充実を図るべきだ」「社宅が不足するなら、増築や借り上げ社宅を実施すべきだ。過去、社宅の統廃合で戸数を激減させたことが今回の不足を招いた」「年配者を追い出すための施策だ」「リニア建設のための経費削減は許さない」「新人事・賃金制度で賃金が上がらないのに、社宅使用料金を大幅に値上げすることは認められない」等、社員の立場に立って会社を追及しました。

しかし、会社は社員の思いを足蹴にするかのように、家族用社宅の使用料金等の改定等について撤回することなく、J R 東海労の主張を一切聞き入れませんでした。あらためて社員に対する会社の冷酷さが明らかになりました。

以下、会社回答と主な議論です。

＜申第3号に対する会社回答＞

1. 「家族用社宅の使用料金等の改定等」については社員の経済的負担、家族の生活環境の変化が大きすぎるため撤回すること。

【回答】

家族用社宅については、当社の使用料金等の水準が公務員や民間企業の水準を大幅に下回る状況になっていることに加え、長期にわたり社宅への入居が可能であること等により、居住年数が長期化する傾向にあり、現状のままでは将来的に社宅戸数が大幅に不足し、若年層の入居が困難になることが予想される。従って回答を撤回する考えはない。

2. 会社は「将来社宅個数が相当規模で不足する」と説明したが、具体的な不足個

数を地区別に明らかにすること。又、社宅個数が不足するならば、社宅の増設や借り上げ社宅で対応すること。

【回答】

現状のままでは早ければ、平成28年度頃から一部の地区では家族用社宅が不足する見込であるが、居住者の生活設計の変更や人事異動等の変動要素もあるため具体的な数値を示す考えはない。用地獲得の観点からも、社員数のピークに合わせて大規模に社宅を新規建設することや借り上げしていくことには限界があり、社宅の増設や借り上げによる対応は考えていない。

3. 会社は「持家促進のための制度の充実を図る」としているが、具体的な考え方、制度を早急に明らかにすること。

【回答】

詳細は成案を得しだい別途提示するが、持家取得を経済的に支援する制度の充実を考えている。

- 4 「家族用社宅の使用料金等の改定等」が実施されることで、社宅に係わる経費が大幅に削減されると想定されるが、削減額を明らかにすること。

【回答】

この間会社は社宅の確保や維持のために相当な額の投資をしてきていることに加えて、持家取得促進のための制度を充実することにより、あらたな経費負担が発生することから、引き続き相当な額の投資と経費支出を行うことになる。なお、具体的な収支予想については、居住者の生活設計の変更や人事異動の変動要素もあるためこれを示す考えはない。

5. 改定となる社宅使用料金等を各社宅別に明らかにすること。

【回答】

家族用社宅の居室使用料は構造、規模、地域によって単価が異なっているほか、居住する部屋の広さや当該社宅の建築経過年数によっても異なることとなり、一概に示すことはできないが、3LDK、3DKの標準的な広さで地域別の居住使用料を示すとすれば次の通りとなる。

3LDK（72㎡）タイプ・新築の場合			
地 域	甲	乙	丙
現行（H24.7）	23,970円	21,090円	18,350円
改定後（H27.4）	28,720円	25,270円	21,970円

甲（東京・名古屋・大阪地区） 乙（甲地域以外の市制施行地域）

丙（甲、乙以外の地域）

3DK (63㎡) 2LDK (64㎡) タイプ・新築の場合			
地 域	甲 (3DK)	乙 (3DK)	丙 (2LDK)
現行 (H24.7)	17,950円	15,870円	13,690円
改定後 (H27.4)	21,540円	19,020円	16,380円

甲 (東京・名古屋・大阪地区) 乙 (甲地域以外の市制施行地域)
丙 (甲、乙以外の地域)

6. 社宅使用料金等の改定で社宅から賃貸住宅に転居する社員が増加することが想定される。一般住宅補給金について増額すること。又、同様の理由から住宅を取得する社員が増加することも想定されるので、持家住宅補給金についても増額し、利子補給金とあわせて支給できるようにすること。

【回答】

当社はこれまでも社員の資産形成の観点から持家取得を促進してきており、今回の持家取得促進のための制度のさらなる充実を図ることとしていることから、一般住宅補給金は平成19年に月額35,000円に増額したところであり現在でも十分な額であると考えている。持家制度促進のための制度としては成案を得しだい提示する。

今改定は会社からのライフプランの押し付けだ！

組合：会社は「通常の企業の80%が45才が入居期限だ。ライフプランを見直す年齢としては良い機会だ」と説明したが、企業の80%が45才とした根拠を明らかにせよ。

会社：専門の調査機関に基づくものである。

組合：具体的に明らかにせよ。

会社：企業における福利厚生に関する専門雑誌等に基づくものである。

組合：「45才でライフプランを見直す年齢としては良い機会だ」と前回の業務委員会で主張していたが、会社からのライフプランの押し付けである。

会社：「良い機会だ」とは言っていない。通常の企業で45才が社宅退去基準であり、40才～45才が一般的に持家を持つことが一般的である。

組合：だから今回の社宅使用料改定は、会社からのライフプランの押し付けに繋がる。

会社：社員個々がライフプランを考えており、会社がどうこうせよというものではない。ただ、一般に40才～45才位で持家を取得する傾向にあり、同年齢でライフプランの変更を実施している実態がある。会社が決して「ここで見直しなさい」ということではない。

組合：しかし、今回の社宅使用料の値上げにより、強制的にライフプランの変更を迫られる。これは会社からのライフプラン変更の押し付けである。

会社：20代・30代でもライフプランは強弱はあるにせよ考えている。ライフプラン変更を考えている人もおり、変更をしない人も存在すると考える。

組合：今回の社宅使用料の改定は余りにも性急なことであり、一方的・強制的な変更である。

会社：実施時期までは一定の時期を設けており、その間に色々なことを考慮して考えていただきたい。また、45才以降も社宅に入居可能である。

社宅の増設や借り上げ社宅を拡大せよ！

組合：社宅の入居基準を世間一般がそうだからといって、合わせる必要はない。

会社：世間に合わすというよりは、若年の人達が社宅に入居できるように順番に退去してもらうために実施するのである。

組合：若年者が社宅に入りやすくするために、社宅の増設や借り上げ社宅の創設を考えるべきである。

会社：土地も限られており、現実的にむずかしい。

組合：社宅使用料の値上げを安易に実施するのではなく、会社としてもっと真剣に努力すべきである。また、社宅使用料の値上げにより、持家を持たざるを得ない状況が生じる。同時に新人事賃金制度によって、昇格しない限り相当な負担増になることは明らかである。

会社：昇格しなくても昇給しなくなるわけではないし、賃金が減額になることもない。

組合：相当な負担を避けるために、値上げ白紙に戻し、社宅を増設せよ。

会社：社宅を建てるには土地等の問題もあり限界にきている。無理である。若年者が賃金が低いため、社宅に入居し、その間に蓄えをしていただいてほしい。会社はそのためのサポートをしていきたい。

社宅戸数不足は社宅の統廃合施策の失敗だ！

組合：回答で平成28年度以降、社宅戸数が不足するとしているが、各年度ごとの社宅入居者は増加傾向にあるのか。

会社：一概に数字として表せないが、増加傾向にある。

組合：社宅使用料が50才以降、2倍・3倍になる現行制度での、50才前後で社宅退去者数はどれくらいか。

会社：具体的な数字は持ち合わせていない。

組合：平成28年度以降に不足する一部地域とはどこか。

会社：色々な要素があり、明らかに出来ない

組合：居住年数が長期化し、入居待ちが発生し問題化している地域があるのか。

会社：入居希望が集中しているところもある。限定的に個々の社宅を希望した場合に発生している。

組合：人気のある社宅と言うことか。

会社：そうである。

組合：平成28年度以降、社宅戸数が不足する根拠を示せ。

会社：色々な要素や過去のデータ、各個人の将来設計見込みを考慮した結果、現状のままでは平成28年度以降、社宅戸数が不足する。

組合：会社はこの間、社宅に関して統廃合施策を実施してきたが、平成28年度以降に社宅が不足することは予測できたのではないか。計画が甘かったのではないか。

会社：社宅の再配置計画によって進めてきたが、個々人の生活設計の考え方の変化等によって、不足する見込みの可能性が出てきた。

組合：今回の社宅使用料値上げは、社宅追い出し施策である。極端な値上げは入居者にとっては大きな負担であり、生活プランをの変更も余儀なくされる。また、ある意味、入居者からすると詐欺にあった気持ちになる。福利厚生的一面からも、低額な社宅入居は一つの励みにもなる。世間から見て、安すぎるから民間に合わせる必要は全く無い。

会社：値上げを実施しても、わが社の社宅使用料は相当安い。

組合：社宅は福利厚生なのだから安く当たり前である。

値上げでなく持家制度の充実実施が先だ！

組合：若年者の社宅入居を促進するためと、持家施策の推進のための今回の社宅使用料値上げを実施するとしているが、値上げの前にまず持家制度の充実を実施することが先である。提示する順番が違う。

会社：持家制度は成案ができ次第提示する。

組合：若年者が社宅入居できるように、入居者は協力してくれというのであれば、まず持家制度を充実させるべきである。少なくとも持家制度とセットで提示して、入居者に選択してもらえばいい。社宅使用料値上げだけを提示して、後で持家制度の提示では社宅入居者に冷酷である。

会社：持家制度は成案ができ次第提示する。

組合：いつ提示するのか。

会社：成案ができ次第提示する。

組合：住宅補給金35,000円は増額する考えはないと回答しているが、このことから、持家制度の改善は望めないのではないか。持家住宅補給金の増額をはかると共に、利子補給対象者について、低金利により利子補給を受けていない現実がある。利子補給申請者にも持家住宅補給金を併給出来るように改善せよ。

会社：成案ができ次第提示する。

リニア建設のための経費節減だ！

組合：回答で経費という言葉があるように、経費削減のための値上げと受け止める。

会社：経費削減はたしかに多少できると思うが、社宅に関しての拠出金は多額である。若年者が社宅入居を促進するためのものであって、決して経費節減のために行うものではない。

組合：社員へのカレンダー配布の廃止、乗務員宿泊所でのセルフサービスの実施等、多くの社員はこれからのリニア建設投資のための経費節減と受け止めている。

今改定は社宅から年配者を追い出すための施策である！

組合：今改定は社宅から年配者を追い出すための施策である。全員社員なので、社宅は安心して暮らせる場である。基本的な考え方として、何歳だろうと希望すれば入居し続けることを認めるべきである。転勤等により社宅に入居しなければならない状況等、事由がある場合に使用料金の除外・減額はないのか。

会社：現時点で除外の考えはない。

組合：転勤は会社の都合で行われている。従って使用料金の除外・減額をすることを求める。また、これまで主張した通り、今改定については撤回を強く主張する。

会社：その様な考えはない。

組合：対立を確認する。

以 上